○外務省告示第三百七十一号

平成二十七年十月八日にローマで、チャド共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

平成二十七年十月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億七千万円

3　署名者

日　本　側　梅本和義在イタリア大使

世界食糧計画側　ラミロ・ロペス・ダ・シルバ事務局次長

○外務省告示第三百七十二号

平成二十七年十月八日にローマで、中央アフリカ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

平成二十七年十月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億五千万円

3　署名者

日　本　側　梅本和義在イタリア大使

世界食糧計画側　ラミロ・ロペス・ダ・シルバ事務局次長

○外務省告示第三百七十三号

平成二十七年十月八日にローマで、マリ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

平成二十七年十月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億七千万円

3　署名者

日　本　側　梅本和義在イタリア大使

世界食糧計画側　ラミロ・ロペス・ダ・シルバ事務局次長

○外務省告示第三百七十四号

平成二十七年十月八日にローマで、南スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

平成二十七年十月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億二千万円

3　署名者

日　本　側　梅本和義在イタリア大使

世界食糧計画側　ラミロ・ロペス・ダ・シルバ事務局次長

○外務省告示第三百七十五号

平成二十七年十月八日にローマで、レソト王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

平成二十七年十月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億八千万円

3　署名者

日　本　側　梅本和義在イタリア大使

世界食糧計画側　ラミロ・ロペス・ダ・シルバ事務局次長

○文部科学省
厚生労働省告示第四号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき、租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項（平成二十五年文部科学省厚生労働省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月二十七日

文部科学大臣　馳　浩

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一の二中「、保育士」の下に「（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）」を加え、同三中「保育士でない者」の下に「（国家戦略特別区域限定保育士を除く。）」を加え、第一に次のように加える。

四　国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないこと。

○厚生労働省告示第四百二十九号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の三第一号の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成十七年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一の二中「、保育士」の下に「（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）」を加え、同三中「保育士でない者」の下に「（国家戦略特別区域限定保育士を除く。）」を加え、第一に次のように加える。

四　国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないこと。

○厚生労働省告示第四百三十号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の八第二項及び第二十九条の三第一項の規定に基づき、平成二十七年厚生労働省告示第二百三十三号（租税特別措置法第十三条の三第一項各号及び第四十六条の二第一項各号の規定の適用を受ける建物、建物附属設備、車両及び運搬具並びに器具及び備品を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号ニ中「における保育士」の下に「（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある保育施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。(イ)及び(ロ)において同じ。）」を加える。

○農林水産省告示第二千三百九十九号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十八年産の蚕繭に係る同項の農林水産大臣が定める地域及び一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十七年十月二十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

平成二十八年産の春蚕繭、前期に係る春蚕繭、後期に係る春蚕繭、初秋蚕繭、夏蚕期に係る初秋蚕繭、初秋蚕期に係る初秋蚕繭、晩秋蚕繭、晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭及び晩晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭に係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、岩手県、宮城県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、長野県、岐阜県、愛媛県及び熊本県の区域とし、これらの蚕繭に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、これらの区域について次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

区　分	一キログラム当たり共済金額の範囲
別記の第一区分に掲げる者	二、一五〇円　一、九四〇円　一、七二〇円　一、五一〇円　一、二九〇円
別記の第二区分に掲げる者	二、四七〇円　二、一五〇円　一、九四〇円　一、七二〇円　一、五一〇円
別記の第三区分に掲げる者	二、七九〇円　二、四七〇円　二、一五〇円　一、九四〇円　一、七二〇円